

地区別会議資料 (山武地区地域審議会)

山武地区地域審議会の経緯について 《第 1 期（平成 1 8、1 9 年度）》

山武地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 5 名、学識経験 5 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 5 回、その他勉強会等を 2 回開催した。

開催経緯

開催日		議 題	概要
H18. 7.21	第 1 回	・会長・副会長の選出について ・地域審議会運営要綱について ・今後の会議の運営について	・会長、副会長の選出 ・運営要綱の審議 ・総合計画審議委員（地域審議会代表）の選出 ・会議の有効運営のため、勉強会の開催を決定 ・会議開催前に質問事項提案書を提出
10.25	第 2 回	・山武市総合計画策定基本方針(案)について ・山武市総合計画策定スケジュール(案)について	・計画策定基本方針の説明、確認 ・計画策定スケジュールの説明、確認
11.16	説明会	説明事項 ・国保成東病院及び地域医療センターについて	
H19. 1.30	説明会	説明事項 ・山武市役所の組織改編について ・行政評価を活用した総合計画の策定について	
3.22	第 3 回	・平成 19 年度主要施策について ・山武市総合計画について	・平成19年度主要施策の説明、確認 ・新市建設計画主要施策の説明、総合計画における主要施策概要の説明、確認 ・地域交流センターの概要説明
5. 8	第 4 回	・「山武地区におけるまちづくり」	・各委員の意見、要望の確認 ・山武地区地域審議会意見書の検討、調整 ・総合計画専門部会の説明
H20. 1.25	第 5 回 (未成立)	・山武市総合計画(原案)について	・山武市総合計画(原案)の検討、質問等

H19. 5.15 地域におけるまちづくりに関する意見書が各委員の意見をもとに数回の審議をかさね提出された。

山武地区地域審議会の経緯について 《第 2 期（平成 20、21 年度）》

山武地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 5 名、学識経験 5 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 6 回、その他勉強会等を 1 回開催した。

開催経緯

開催日		議 題	概要
H20. 5.23	H20 第 1 回	・会長・副会長の選出について ・第 1 回地域審議会の経緯、今後のスケジュールについて	・会長、副会長の選出 ・経緯、今後のスケジュールについて確認
7.3	H20 第 2 回	・(仮称)さんぶの森交流センターについて	・(仮称)さんぶの森交流センターについて説明、確認 ・各地区会長・副会長合同会議事項の報告 ・地域振興基金の活用方法について検討、継続審議
7.22	説明会	説明事項 ・山武市総合計画について	
12.11	H20 第 3 回	・地域振興基金運用益の活用について	・山武杉を含めた環境問題、公共交通に関する課題、地域交流に関する意見出るのが継続審議 ・公共交通計画に関する事項、(仮称)さんぶの森交流センターの進捗状況について報告
H21.3.5	H20 第 4 回	・地域振興基金運用益の活用方法について ・山武市の公共交通について	・安心・安全・福祉に関する事業を検討 ・山武市公共交通会議、法定協議会について説明、確認 ・防災行政無線統合整備事業の説明、確認 ・(仮称)さんぶの森交流センター整備事業の進捗状況の報告、確認
8. 26	H21 第 1 回	・山武市の公共交通について	・山武地区で求める公共交通体系に関する事項について協議、検討 ・(仮称)さんぶの森交流センター整備に関する進捗状況について報告、確認 ・日向の森土地利用について報告、確認
H22. 3.4	H21 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について ・山武市地域公共交通総合連携計画について	・地域振興基金運用益の活用方法について説明、確認 ・山武市地域公共交通総合連携計画における基本方針及び目標等を確認。地区内におけるバス経路に意見 ・日向の森の土地利用について報告、確認

山武地区地域審議会の経緯について 《第 3 期（平成 2 2、2 3 年度）》

山武地区は、地域審議会委員 15 名（公共的団体代表 6 名、学識経験 4 名、公募 5 名）で構成され、地域審議会を 6 回開催した。

開催経緯

開催日		議 題	概要
H22.7.6	H22 第 1 回	・会長・副会長の選出について ・第 2 期地域審議会までの経緯、今後のスケジュールについて	・会長、副会長の選出 ・経緯、今後のスケジュールについて確認
9.28	H22 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金運用計画(案)全 6 事業の活用方法について審議
H23.2.9	H22 第 3 回	・日向の森土地利用について ・公共交通について	・山武市日向の森土地利用検討調査報告書の説明 ・公共交通の運営状況について報告、10 月からデマンドタクシーを導入することについて諮問 ・地域振興基金について資料に基づき説明 ・光ケーブル網整備の要望について資料に基づき説明
6.17	H23 第 1 回	・成田国際空港の容量拡大(30万回)について ・地域振興基金運用益活用事業の提案について	・NAA より資料に基づき説明 ・地域振興基金運用益活用事業の提案について資料に基づき説明 ・公共交通について検討、継続審議 ・プレゼントツリーについて資料に基づき説明
10.3	H23 第 2 回	・地域振興基金運用益の活用方法について	・地域振興基金運用益の活用方法について説明、確認
H24.3.26	H23 第 3 回	・復旧・復興計画について ・公共交通について	・復旧・復興計画について資料に基づき説明 ・公共交通について資料に基づき説明

平成 1 9 年 5 月 1 5 日

山武市長 椎 名 千 収 様

山武地区地域審議会
会長 猪 野 源 治

意 見 書

山武地区地域審議会は、平成 1 8 年 7 月 2 1 日の発足から 4 回の会議を開催し、新市のまちづくりにあたり山武地区の状況、課題について慎重に審議いたしました。この結果を踏まえ、山武地区地域審議会として別紙のとおり意見書を提出します。

別紙

山武地区地域審議会委員意見書

1. (仮称) さんぶの森交流センターについて

山武地域の拠点となる施設として(仮称)さんぶの森交流センターの計画づくりが進んでいるようですが、この地域の特色を表現できる施設として、市民が自由に活動できる場、ボランティア活動がおこなえる場であることが必要だと考えます。

多くの市民がこの施設を自由に利用できるようすることで、市民の交流を深め、市民活動を活性化し、地域イベントの中心的な役割を担う施設として位置づけていただきたいと考えております。

地域社会の拠点として、山武地域の特色を表すためにも、施設の一部に山武杉を活用し、また、地域物産を自由に流通できる場(自由市場)の設置など地域産業の振興についても併せて検討していただきたく提言します。

2. 山武地区の教育環境について

現在、山武地域の各小中学校は、少子化の影響により生徒数が減少しているため、クラスの減少が見受けられ、集団教育活動やその他の活動(学校行事や部活動、地域における伝統行事等)が成立しにくくなっています。また、クラスの減少により、良い意味での競争心が希薄になるのではと危惧されています。

このような状況の中で、教育環境においては小中学校等の統廃合等を含めた環境改善、学校教育においては「個に応じた教育」を行う環境を整え、これからの時代に求められる能力を育成するためのきめの細かい教育の一層の充実を図っていくことが必要と考えます。

また、空き教室などを地域住民と生徒が融合するような活用方法を検討していただきたく提言します。

3. 農林業の振興について

山武地域の農業、林業は、基幹的な産業であったにもかかわらず、従事者の高齢化のみならず、後継者不足という事態に直面しています。さらには、産業自体が衰退し、活気が失われる可能性が懸念されつつあります。これら

を顕著に表しているのが、遊休地として放置された荒れた田畑が多く存在すること、また、山林においては、「非赤枯性溝腐病」の被害により荒廃し、そのまま放置されている状態が物語っています。

このような山武地域の農林業を活性化させていくためには、魅力ある産業を創生することが必要であり、新しい農業、林業を展開していくことが、これからの課題と考えます。

ここで、バイオマスを利用した事業を展開していくことで、林業の再生や新たな産業の掘り起こし、また、間伐材や林地残材などによる土壌改良材の製造をおこない、有機農業として利用するなど、商品の付加価値向上及び長期的な視点で見たコスト削減による所得向上や安全、安心という観点からの長期安定型の顧客の確保を目指し、さんぶ産農産物のブランド強化をおこなっていく必要があります。

新たな事業の創生として、農業体験（滞在型農園）から農業従事者の育成をおこなうなど、いかに農業に興味を持っていただけるか、どれだけの収益が上げられるかが、従事者を増やすためには必要なのです。

つきましては、農林業の振興を図るためにも、また、従事者の高齢化や減少問題を解決するためにも、バイオマス事業と絡めた新たな付加価値を生み出す産業の掘り起こしを検討していただくよう提言します。

4. 旧出光村の整備、活用方法

旧山武町では、旧出光村の利用方法について、いろいろな検討がされていましたが、計画決定がされていないため、未活用地として現在に至っています。あれだけの自然が有効活用されていないのは、山武地区の資産としての価値が損なわれている状況と見受けられます。

遊歩道や自然公園等いろいろな利用方法がありますが、現在の山武市の財政状況を踏まえ、費用をかけず、現況を保全しながら、有効に利用していく方法を見出すことが必要と考えます。

現在、森林セラピーというただ森林の中で過ごすことが、体や心にやすらぎを与えるという効果があることが知られ、森林自体が見直されています。また、山武には森林を守るNPOが存在しているため、その活動の場として提供することで、管理費用の低減を図ることが可能となります。

つきましては、森林を保全するうえでも早急な利用計画を策定していただ

くよう提言します。

5. JR 日向駅周辺の道路整備について

日向駅前の県道は、非常に狭く危険な状態であり、特に通勤通学の時間帯は、車やオートバイ、自転車など複雑に入り乱れて、いつ事故が起きてもおかしくない状況であります。また、通学路として利用しているため、小さな子供たちがその中を歩かなければなりません。

この県道は、従前より交通安全道路として位置づけられ、一部拡幅事業がおこなわれていますが、日向小から成東方面については、用地等の問題から事業化が難しく現時点では対象とされていません。しかしながら、この危険な状況である駅前を解消するため、京相製管の西側の農道を拡幅し、併せて歩道整備をおこなうことで、駅前の混雑が改善され、安全が確保されと考えられます。

また、駅周辺の道路環境の整備だけではなく、駅利用の活性化を図るためにも、ホーム延伸整備による快速電車の停車など、公共交通の充実についても推進していく必要があります。

つきましては、この事業を進める上で、県やJRとの調整が必要となると思います。実現に向け精力的に取り組んでいただきたく提言します。

各地区地域審議会からの意見・提案について

【蓮沼地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、蓮沼地区は観光事業を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

観光地とは、きれいなイメージも相併せ持つことが必要である。地域ができる活動として、地域の緑化や沿道清掃等があるが、その活動を促進させるために必要な資材等の活動資金を助成したい。また、市の事業として定期的に地域イベントを実施することで、市内外から人が集まり、そこには、人々との交流が生まれる。地域の活性化を促す地域イベントは、市民の一体感が醸成されることにもつながることから、その運営資金として活用することにしたい。

【松尾地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、松尾地区は地域資源の発掘並びに周知活動等を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

イベント等を利用し、地域ブランドとなりうる製品を含めた展開を検討するための費用として活用したい。なお、イベントだけにとらわれないよう、地域活性化の中心となる要素を掘り起こすための取り組みに対する活用を主としたい。

【山武地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回、第 4 回において審議した結果、山武地区は生活環境の改善を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

個々の事業から絞りこむことは困難であることから、方針的なもので集約したい。

合併により、地域の生活機能が希薄化されていく危機が感じられることから、安心安全な生活、福祉機能が向上する事業に活用したい。安心して生活できる環境が構築されることが望まれる。公共交通事業についても、安心できる生活機能の一つとして検討することは可能。

【成東地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、成東地区は地域振興基金運用益の活用に対し、慎重な検討が必要との意見であり当面は活用を留保することとしたが、平成 22 年度に観光、商業の振興、市民の連帯、健康増進と福祉の充実に係る提案があった。その内容は、次のとおりである。

既存観光施設の保護拡大や、地域特性を活かした体験型観光の強化を図る等、観光力の強化に活用されたい。また、地域ブランドの確立等による地場製品の魅力向上や販路拡大を図る等、地産地消の促進を含めた地場製品の消費拡大に活用されたい。

世代間の交流をテーマとしたイベントや、高齢者や障がい者等が集える場の確保等、市民が気軽に集えるほか、都市間交流等様々な人々との交流が図られることにより、人と人とのつながりが醸成される事業に活用されたい。

健康教室の開設等、気軽に健康づくりに取組める体制の整備に活用されたい。また、買物難民等の高齢者対策や、グループホームの開設等による障がい者対策等、誰もが暮らしやすい環境づくりに活用されたい。

平成 24 年度 各地区地域審議会スケジュール（案）

H24.6.26 各地区地域審議会合同会議（平成 24 年度第 1 回）

H24.8 月上旬 各地区地域審議会における審議開始（平成 24 年度第 2 回）
総合計画（後期基本計画）について

H24.9 月下旬 各地区地域審議会における審議開始（平成 24 年度第 3 回）
地域振興基金運用益金対象事業運用計画について
新市建設計画（総合計画）の執行状況について

各地区地域審議会では審議される事項は、地域審議会の設置に関する協議第 3 条に基づき、

- ①新市建設計画の変更
- ②新市建設計画の執行状況
- ③地域振興のための基金の活用
- ④新市の基本構想の作成及び変更
- ⑤その他、市長が必要とするもの

となりますが、第 4 期では、新市建設計画（総合計画）の執行状況、地域振興のための基金の活用について重点をおき審議を進めていく予定です。

— MEMO —

市民提案型交流のまちづくり推進事業の概要



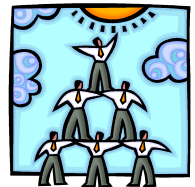
1 事業の趣旨

協働と交流のまちづくりの推進を図るため、N P O やボランティア、自治会などの市民団体が自主的、主体的に企画し、他の団体との連携を持ちながら実施する事業で、事業実施の結果、人々の交流が生まれ、市民の連帯が強化され、地域資源の発掘や周知となり、安心して安全な生活ができるようになる事業を提案し、審査の結果採択された事業に対し、事業実施に係る経費の一部又は全部を補助金として助成する事業です。

2 応募資格

1. 【次の要件を全て満たす団体】

- ①活動の拠点が山武市にある団体。
- ②5人以上で構成され、その構成員の過半数が山武市に在住、勤務又は在学する者で構成されていること。
- ③団体を構成する者の年齢は問いませんが、代表者が成人であること。
- ④2月末日までに事業(当該補助金の対象事業)が完了すること。
- ⑤団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。



2. 【対象とならない団体】

- ⑥政治、宗教、営利を目的としていないこと。
- ⑦特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- ⑧会員相互の共益、親睦のみの活動でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でないこと
- ⑩同一団体が二つ以上の事業を提案することはできません。

3 対象事業 …事業に対する助成であり、団体支援の助成事業ではありません。

1. 【全て満たす事業】

- ①山武市内で実施される事業
- ②同一事業において他の補助金や助成金を受けていない事業
- ③平成26年2月末日までに完了する事業。
- ④一つ以上の団体と連携して実施する事業(連携とは、適正な役割分担のもと事業を行うこと)。
→注 必ず連携相手に相談のうえ提案書に記載してください。

2. 【上記の要件を全て満たし、かつ、以下のいずれかに該当】

- ⑤各団体間の連携を強化する事業
- ⑥市民活動を行う個人又は団体と地域と行政との協働につながる事業
- ⑦人々との交流が生まれ市民の一体感が醸成される事業
- ⑧地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業

3. 【対象とならない事業】…団体の運営に関する費用は対象外

- ①会員相互の共益、親睦のみの事業
- ②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③営利を目的とする事業
- ④お祭りやイベントなど単に催しで終わる事業
- ⑤公序良俗に反する事業



4 採択事業数

- 採択事業は、【スタート部門】 10事業程度
- 【ステップアップ部門】 5事業程度



5 補助金額

- 【スタート部門】の上限30万円
- 【ステップアップ部門】の上限50万円、審査会以降補助金の増額はできません
(対象経費の10/10以内の額か、事業の支出総額から収入を除いた額のいずれか低い額)
- 経費を計上する際は、必ず積算根拠を明確にしてください。

6 スケジュール (25年度事業の場合)

- | | |
|-------------------|---------|
| ①事業募集 | 24年度 8月 |
| ②書類審査・公開プレゼンテーション | 10月 |
| ③採択団体決定 | 12月 |
| ④交付申請書提出 | 25年度 4月 |
| ⑤事業開始 | 4月 |
| ⑥事業完了 | 2月末 |
| ⑦実績報告書提出 | 3月中旬 |
| ⑧成果報告会 | 3月下旬 |



7 補助対象となる事業実施期間

- 平成25年4月1日～平成26年2月28日までとします。

8 審査会・プレゼンテーション

- ①審査会（地域審議会委員、学識経験者及び行政職員で構成）の席上で、公開プレゼンテーションを行います。提案された団体は、出席し、提案事業の内容について10分以内（時間未定）で発表（プレゼンテーション）をしていただき、その後質疑に応じていただきます。
- ②プレゼンテーションの方法は、パネル、パワーポイント、参考資料など自由です。資料の配布がある場合には、審査会当日ご持参ください。
- ③日程については、10月上旬を予定しております。決定次第、通知いたします。
- ④審査結果（採択結果）は、提案団体代表者へ郵送により通知します。

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 協働と交流のまちづくりの推進を図ることを目的とする事業の適正かつ効果的な推進を図るため、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成22年山武市告示第72号）に基づく山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金に関する市民団体提案事業の審査方法の決定及び当該事業の審査並びに評価を行うものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 山武市地域審議会委員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 総務部企画政策課長
- (4) 総務部市民自治支援課長

3 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、審査会に諮ったうえで公開しないことができる。

(報告)

第6条 会長は、市民団体提案事業の審査及び評価の結果について、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部市民自治支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、総務部市民自治支援課長が招集する。